

特集

特集1 環境創造元年！ 環境創造局がスタート

特集2 地球温暖化問題をめぐる国際動向、我が国の取組及び横浜市の取組と現状

特集3 環境関連（水・緑）の事業の紹介

- 1 身近な水緑の保全と創造に向けて
～今後の事業展開について～
- 2 横浜市一般廃棄物処理基本計画
（横浜G30プラン）

特集1 環境創造元年！ 環境創造局がスタート

● 1 水・緑・環境に総合的に取り組む新局の誕生

横浜市では、平成17年4月1日から「環境保全局、緑政局、下水道局」を再編成した「環境創造局」がスタートしました。新しい局は、環境、緑、水に関する政策分野をカバーし、安らぎ・憩い・うるおいに満ちた都市環境を創造するとともに、効果的な浸水対策を一層充実し、快適で安全な市民生活を支える環境施策を総合的に推進します。

横浜市にとっては34年ぶりとなる局の再編成によって、より良好でより高い水準の横浜の環境を創り出すことをめざす新たな出発、「環境創造元年」となります。

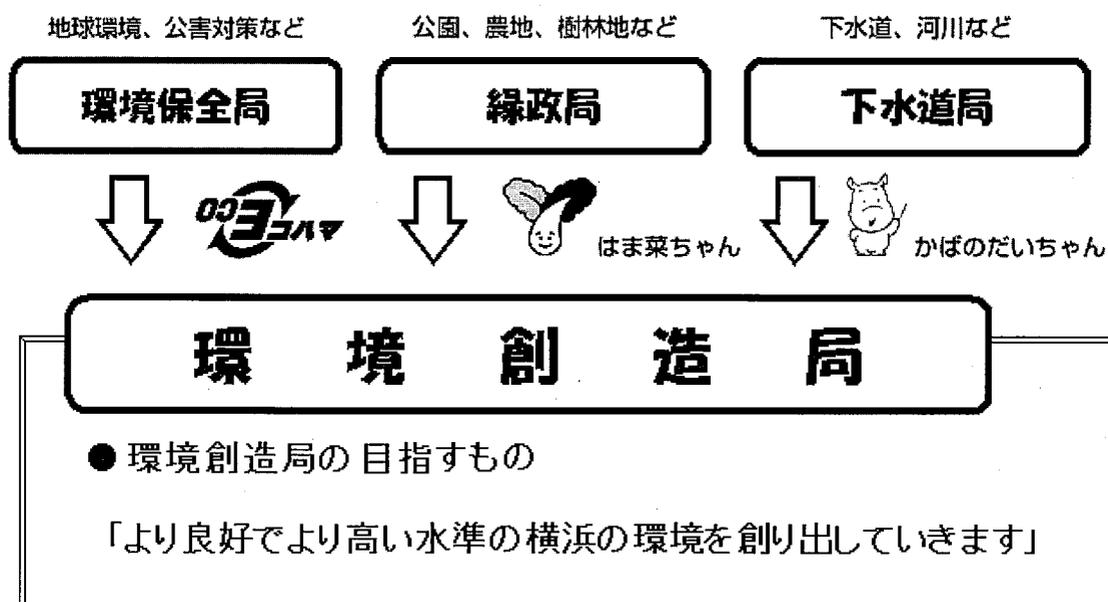


図1-1 局再編成による環境創造局の誕生

<環境創造局の基本目標>

安らぎと憩いと潤いのある 都市よこはまの生活環境を創造し、安全・安心の浸水対策を推進します。

- 1 まもります！ 水、緑、土、大気などの自然環境や農地の保全
- 2 支援します！ 区と連携した市民・団体や企業との環境活動の推進
- 3 つくります！ 次世代に引き継ぐ良好で安全・安心な都市環境の整備
- 4 すすめます！ 効率・効果的な施策・事業の推進と組織管理

2 自然環境の保全と生活環境の整備へ高まる期待

横浜市は、日本最大の人口を擁する都市であり、また、海、川、丘など、豊かな水・緑の自然資源に恵まれた都市です。

横浜市はこれまで、現状の自然の保全に努めるだけでなく、自然回復のための取り組みや、身近な住環境整備を進めてきました。全市域で下水道が概ね普及したことや適切な公害規制・指導などにより、環境への負荷を大幅に減少させるとともに、公園や市民の森などの整備も着実に進めるなど、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、

日常生活の快適性を確保するための、水・緑・土・大気などの自然環境保全への高まりと、地球温暖化・光・騒音・有害物質の拡散など、複雑多様化する環境問題への対応と安全・健康への要請

市民・団体・企業との協働による身近な自然環境の整備や、環境活動に対する協働・連携・支援への期待

集中豪雨等の災害から市民生活を守る安全・安心な浸水対策と、緑の維持、公園の整備、川や海の水質改善、親水性の向上などの都市生活環境整備への期待

など、質の高い環境への市民の期待はますます高まってきています。

3 環境政策の拡充をめざす局再編成

このような市民の期待に応えるため、環境政策を強力に推進することにより、地球環境の保全へ貢献するとともに、より良好で、より高い水準の横浜の環境を創り出していくことは普遍的に重要な課題であるという認識のもとに、次のことを目的として局再編成を行いました。

市民の日常生活上の「環境」に対する認識とそれに対する行政の組織は必ずしも一致をみていない。この認識のもと、市民の要請に応える組織を構築していく。

水、緑、土、大気などを独立した要素ではなく、それぞれが「環境」を構成する欠かすことのできない要素として総合的に捉え、より良好で高い水準の「環境」を実現していく。

良好で、安全な「環境」への市民の関心は、将来にわたり高まると予想される。この認識のもと、将来の市民の「環境」に対する強い要請にも応えていく。

里山、川、古民家、並木、景観など、永い年月の中でその地を特徴付け、人々の意識の中に継承されてきた「地域資源」の包括的な活用を進め、美しいまちを至る所に創造していく。

従来の行政分野・領域を超えて、環境政策を進め、地域の経済の振興とともに、地域住民の連帯の強化と、そこから発揮できる防災、防犯、地域福祉の向上、児童・青少年の情操教育など、広く市民生活に貢献する。

これらをねらいとして平成17年4月1日、「環境創造局」が誕生し、さまざまな事業を展開しています。

4 環境創造元年の4つの基本目標

環境創造局では平成17年度のキャッチフレーズを「安らぎと憩いと潤いのある 都市よこはまの生活環境を創造し、安全・安心の浸水対策を推進します。」とし、新たに船出しました。

近年の市政は厳しい財政状況ではありますが、区役所との密接な連携、市民・団体・企業との協働を進めながら、地域の環境資源を活用した施策を強力に推進することにより、地球環境の保全に貢献するとともに、より良好でより高い水準の横浜の環境を創り出してまいります。

平成17年度は次の4項目を基本目標とし、さまざまな事業の展開に取り組んでいきます。

まもります！水、緑、土、大気などの自然環境や農地の保全
支援します！区と連携した市民・団体・企業の環境活動
つくります！次世代に引き継ぐ良好で安全・安心な都市環境
すすめます！効率・効果的な施策・事業の推進と組織管理

特に市民・団体等の環境活動への支援に取り組むにあたり、環境創造局所管の地域施設を市民・団体等へ積極的に開放することや、区役所と密接に連携しながら環境活動を各地域で展開していただくための支援を行ってまいります。また、昨年台風22・23号を教訓とした総合的な浸水対策を進めることにより安全・安心な都市環境を整備するための取組を行っています。

5 重点的に取り組む8つの施策

環境創造局が重点的に取り組む施策の体系は、次の8本の柱に分かれます。

重点推進課題

- (1) 環境政策の総合的な企画・調整
総合的な都市環境施策や区役所と連携した地域環境施策を推進します。
- (2) 効率的・効果的な事業運営
下水道事業の経営や同事業の評価・見直しなどにより行政運営の効率化を一層進めます。
- (3) 災害に強い安全な都市づくり
河川・下水・緑地、公園、農地を総合的に活用した治水事業等により、安全を確保します。
- (4) 地球環境保全対策の推進
温暖化対策、ヒートアイランド対策等、多様化・広域化する環境問題への取り組みを進めます。
- (5) 生活環境保全の強化
有害化学物質対策などの推進による安全・安心な生活環境の保全に努めます。
- (6) 地域環境活動の推進
市民・事業者の環境行動の総合的な連携・支援の拡充により、地域活動の推進を図ります。
- (7) 身近な水緑の創造
河川、水路、公園、緑地等「地域資源」を活用した市民に身近な水・緑環境の創造を図ります。
- (8) 農地保全の推進
生産の場、自然環境の維持、防災治水機能を生かした農地保全を推進します。

環境創造局は極めて幅広い業務を所管する局となりましたが、総合的・一体的に環境政策を進めるとともに、より一層、効率的・効果的に事業を推進できる体制が整いました。環境保全局・緑政局・下水道局を再編成した効果が最大限発揮できるよう、職員が一丸となってこれらの重点的な取り組みを進めてまいります。

環境創造局の組織と主な業務内容

| 課名 | 主な業務 | 電話番号 | 再編前の担当課 |
|-------|--|----------------------|---------------------|
| 総務課 | 局内の庶務、労務、連絡調整 | 671-2821 | (環)(緑)(下)総務課 |
| 経理課 | 公園、河川、その他環境に関する事業の予算及び決算 下水道事業の予算及び決算 | 671-2825 671-2823 | (環)(緑)総務課 (下)経理課 |
| 経営担当 | 局事業の経営、下水道使用料に関すること | 671-2826 | (下)経営企画課・業務課 |
| 地籍調査課 | 地籍調査に関すること | 671-2619 | (緑)地籍調査課 |

| 課名 | 主な業務 | 電話番号 | 再編前の担当課 |
|--------|------------------------|----------|--------------------------------------|
| 環境政策課 | 新たな環境計画の策定、環境全般の総合調整 | 671-2891 | (環)環境政策課(緑)企画課 (下)経営企画課・事業計画課・工務課 |
| 技術監理課 | 技術監理、工事検査関連の連絡調整等 | 671-3577 | (緑)計画課技術監理担当 (下)工務課 |
| | 土木関連の積算基準等の作成・調整等 | 671-3530 | (下)工務課・河川設計課 |
| | 公園緑地関連の積算基準等の作成・調整等 | 671-3444 | (緑)計画課技術監理担当 |
| | 電気機械設備関連の積算基準等の作成・調整等 | 671-2854 | (緑)運営改善課(下)設備課 |
| | 建設発生土対策等 | 671-3692 | (環)建設発生土対策課 |
| 温暖化対策課 | 温暖化対策の推進、ISOの推進、新エネルギー | 671-4109 | (環)温暖化対策担当・環境にやさしいまちづくり課・環境政策課 |

| 課名 | 主な業務 | 電話番号 | 再編前の担当課 |
|---------|-------------------------|----------|------------|
| 環境管理課 | 生活環境保全条例に基づく設置許可・届出等 | 671-2733 | (環)環境管理課 |
| | 化学物質対策に関すること | 671-2487 | (環)環境管理課 |
| | 屋外広告物に関すること | 671-2648 | (緑)緑政課 |
| 規制指導課 | 大気汚染・悪臭に関する規制・指導等 | 671-3843 | (環)大気騒音課 |
| | 騒音振動に関する規制指導等 | 671-2485 | (環)大気騒音課 |
| | 主に事業活動に伴って生じる公害等に関する相談 | 671-2483 | (環)環境管理課 |
| | 土壌汚染、地下水使用、地盤沈下に関する規制指導 | 671-2475 | (環)水質地盤課 |
| | 水質汚濁に関する規制指導 | 671-2489 | (環)水質地盤課 |
| | 下水道に排水する事業場への規制指導 | 671-2835 | (下)工場排水指導課 |
| 交通環境対策課 | ディーゼル車運行規制に関すること | 671-2490 | (環)交通環境対策課 |
| | 粒子状物質減少装置装着補助に関する事務 | 671-2492 | (環)交通環境対策課 |
| 環境影響評価課 | 環境影響評価に関すること | 671-2495 | (環)環境影響審査課 |
| | 事業調整制度に関すること | 671-4101 | (環)環境影響審査課 |

| 課名 | 主な業務 | 電話番号 | 再編前の担当課 |
|------------|---|----------|------------------------------|
| 環境活動事業課 | 環境保全の普及啓発 | 671-2484 | (環)環境にやさしいまちづくり課 (下)経営企画課 |
| | 緑の環境学習、市民の森等の市民協働 | 671-2624 | (緑)企画課・緑政課 |
| | 公園緑地の利用促進、公園愛護会活動 | 671-2650 | (緑)運営改善課 |
| | 緑化の普及啓発、緑地協定、京浜の森づくり | 671-2617 | (緑)緑化推進課 |
| | 生物相・水環境調査、エコアップ推進等 | 671-4106 | (環)水質地盤課(緑)緑政課 |
| | 鳥獣被害に関すること、鳥獣捕獲許可等 市民の環境活動への支援(環境活動支援センター) | 711-0635 | (緑)環と緑のふれあいセンター |
| 環境科学研究所 | 環境保全に関する各種研究、環境監視、技術開発 | 752-2605 | (環)環境科学研究所・環境監視センター |
| | 下水道技術の研究・調査、技術開発等 | | (下)事業計画課技術開発担当 |
| 公園緑地事務所(2) | 大規模な公園など各土木事務所で管理する公園以外の管理、市民の森等の管理 | - | (緑)公園緑地事務所(4)・農政事務所(2) |
| 農地保全課 | 農業振興地域、生産緑地、市民農園等農地の保全 | 671-2630 | (緑)農政課・環と緑のふれあいセンター |
| | 水産に関すること | 671-2631 | (緑)農政課 |
| | 農業専用地区、恵みの里、横浜ふるさと村、土地改良整備、農適用地に関すること | 671-2608 | (緑)農業振興課 |
| 農業振興課 | 農畜産物の生産振興、農業の担い手支援に関すること | 671-2637 | (緑)農業振興課・環と緑のふれあいセンター |
| 農政事務所(2) | 農地保全、地域農業の振興、農業委員会に関すること | - | (緑)農政事務所(2) |

(環)：環境保全局、(緑)：緑政局、(下)：下水道局

環境施設部

| 課名 | 主な業務 | 電話番号 | 両編前の担当課 |
|--------------|-----------------------------|----------|----------------------------------|
| 水・緑管理課 | 市管理河川・水路等の維持管理に関すること | 671-2855 | (下)河川管理課 |
| | 公園・緑地等の維持管理、公園の指定管理者等 | 671-2643 | (緑)管理課・運営改善課・緑政課 |
| 管財課 | 公園緑地等の財産管理 | 671-2645 | (緑)管理課・緑政課 |
| | 一般下水(水路)等の財産管理 | 671-2856 | (下)河川管理課 |
| 開発調整課 | 開発事業に伴う公園・調整池・排水施設等の設置、緑化協議 | 671-3946 | (緑)緑政課・緑化推進課・計画課 (下)保全課・河川計画課 |
| 動物園課 | 動物園、繁殖センターの運営に関する総合調整 | 671-4124 | (緑)管理課 |
| 動物園(2) | 動物園の管理・運営 | - | (緑)動物園(2) |
| 水再生施設管理課 | 水再生センター、ポンプ場等の管理・保全 | 671-3969 | (下)施設管理課 |
| 水再生センター(11) | 水再生センターの運転 | - | (下)下水処理場(11) |
| 汚泥資源化センター(2) | 汚泥資源化センターの運転 | - | (下)汚泥処理センター(2) |
| 水再生水質課 | 水再生センターの水質調査・分析 | - | (下)水質管理課 |
| 水再生施設整備課 | 水再生センター、ポンプ場等の設計・施工 | 671-2848 | (下)施設課 |
| 設備課 | 水再生センター等の電気・機械設備の設計 | 671-2851 | (下)設備課 |
| | 公園、動物園等の電気・機械設備の設計施工・維持管理 | 671-2616 | (緑)運営改善課 |

環境整備部

| | | | |
|-------------|--------------------------------|----------|--|
| 事業調整課 | 公園緑地・下水道・河川事業の調整 | 671-4213 | (緑)緑政課・緑化推進課・計画課 (下)事業計画課・工務課・河川計画課 |
| 用地調整課 | 公園・緑地用地の調整・取得、河川・下水道用地の取得等 | 671-2646 | (緑)用地課・緑政課・計画課事業推進担当 (下)用地課 |
| 緑事業課 | 公園緑地等の新設整備、再整備に関すること | 671-3945 | (緑)緑政課・緑化推進課・建設課 |
| 河川事業課 | 河川改修工事の設計・施工に関すること | 671-2860 | (下)河川計画課・河川設計課 |
| 管路事業課 | 管路整備工事の設計 | 671-2843 | (下)設計課 |
| 管路保全課 | 下水道管路の維持管理、下水道台帳、排水整備指導、水洗化の普及 | 671-2832 | (下)業務課・保全課 |
| 管路再整備課 | 下水道管路の更新工事の設計、施工の調整 | 671-3571 | (下)保全課 |
| 下水道建設事務所(2) | 管路・下水道施設・河川工事の監督 | - | (下)下水道建設事務所(2) |

■各部に係わる課題を横断的に調整する「政策専任部長」を配置しました

| | |
|----------------|-----------------------------------|
| 経営担当政策専任部長 | 局事業の経営に関する総合調整、下水道事業の経営改善の推進など |
| 安全都市環境担当政策専任部長 | 治水・浸水対策にかかる総合調整、下水道整備・河川改修事業の推進など |

■公園緑地事務所が統合されました

| | 担当課 | 担当する区 | 電話番号 |
|-----------|-------------|--------------------------|----------|
| 北部公園緑地事務所 | 北部公園緑地事務所 | 鶴見、神奈川、保土ヶ谷、旭、港北、緑、青葉、都筑 | 311-2016 |
| 西部公園緑地事務所 | | | |
| 中部公園緑地事務所 | 南部公園緑地事務所 | 南、港南、磯子、金沢、戸塚、米、泉、瀬谷 | 831-8484 |
| 南部公園緑地事務所 | 都心部公園担当(仮称) | 西、中 | 671-3648 |

他局区へ移管した業務

| 平成17年度の担当課 | 主な業務 | 電話番号 | 平成16年度の担当課 |
|-----------------------|---|----------|---------------|
| 衛生局保健政策課 | 公害健康被害の補償、救済等に関すること | 671-2482 | (環)総務課公害保健係 |
| まちづくり調整局 中・南・北・西建築事務所 | 横浜市風致地区条例に基づく行為の申請 | - | (緑)緑政課 |
| 道路局施設課 | 街路樹に関する一般的事項 | 671-2785 | (緑)緑化推進課 |
| 各区土木事務所 | 街路樹の維持管理、身近な公園の維持管理、身近な公園の許可事務、公園愛護会の支援、管理運営委員会(スポーツ) | - | (緑)公園緑地事務所(4) |

特集2 地球温暖化問題をめぐる国際動向、我が国の取組及び横浜市の取組と現状

1 地球温暖化問題とは

温室効果とは、太陽からのエネルギーで暖められた地球が放射する熱を、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが吸収し、再び地表に戻すこと（再放射）をいいます。これにより、地球の平均気温は15 前後と、生物が生きるのに適した環境に保たれてきました。

しかし、産業革命以降、化石燃料を大量に燃焼させるなど、人の活動に伴って排出される量が急速に増えたため、近年は大気中の二酸化炭素濃度が上昇し続けています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

2001年に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」第3次報告書によれば、20世紀の100年間に、世界の平均気温は約0.6℃、平均海面は10～20cmそれぞれ上昇したことなど、さまざまな気候の変化が観測されています。さらに、過去50年間に観測された温暖化の大部分は人の活動に伴う温室効果ガス濃度の増加が原因となっている可能性が高いと結論づけています。



また、同報告書は、将来予測について、21世紀中に世界の平均気温が1.4～5.8℃の範囲で上昇し、海水の膨張などにより21世紀末には海面が9～88cm上昇すると予測しています。

こうした気候の変動は、生態系や農業生産などに深刻な影響を及ぼすことが予想されます。

温暖化によって海没が心配されるサンゴ礁の島々、中部太平洋マーシャル諸島マジユロ環礁

（1999.5.20, 島田興生 全国温暖化防止活動推進センター ホームページより）

2 地球温暖化問題をめぐる国際動向（京都議定書発効までの流れ）

1992年5月、地球温暖化問題に対処するため、気候変動枠組条約が採択され、150か国以上の署名をもって1994年に発効しました。気候変動枠組条約は、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を究極的な目的としています。

また、気候変動枠組条約では、「共通だが差異ある責任」の原則に基づき、途上国を含む締約国すべての国、附属書国（OECD諸国及び市場経済移行国）、附属書国（OECD諸国）という3つのグループに分けて異なるレベルの対策を講ずることが合意されました。



COP3の本会議場（京都国際会館）の様子
（1997.12, 気候ネットワーク）

1997年12月、京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、気候変動枠組条約の究極的な目的を達成するための長期的・継続的な排出削減の第一歩として、先進国の温室効果ガスの削減を法的拘束力を持つものとして約束する京都議定書が採択されました。京都議定書では、温室効果ガスの排出量を第1約束期間（2008～2012年）において先進国全体で1990年レベルと比べて少なくとも5%削減することを目的として、各国ごとに法的拘束力のあ

る数量化された約束が定められ、我が国には6%削減が定められました。2001年11月、第7回締約国会議（COP7）において、京都議定書の運用ルールを規定したマラケシュ合意が採択されたことにより、各国の京都議定書締結が促進される環境が整い、EUや日本などの主要な先進国の締結が進みました。

2004年11月、ロシアが批准したことにより、55か国以上の国が締結すること、締結した条約附属書国の1990年の二酸化炭素の排出量合計が全附属書国の二酸化炭素の総排出量の55%以上を占めること、という2つの要件を満たしたことから、2005年2月16日、京都議定書は発効しました。

3 日本国内のこれまでの取組

京都議定書の採択を受け、我が国は、内閣総理大臣を本部長とする地球温暖化対策推進本部を設置し、1998年6月、同本部において、2010年に向けて緊急に推進すべき地球温暖化対策を取りまとめた地球温暖化対策推進大綱を決定しました。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）の制定などを通じて、我が国における地球温暖化対策推進の基礎的な枠組みを構築するとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正などの各種の国内対策を実施しました。

2002年、京都議定書の締結に向けて、地球温暖化対策推進大綱の改定を行うとともに、京都議定書発効の際に京都議定書目標達成計画を定めること等を内容とする地球温暖化対策推進法の改正が行われました。こうした国内体制の整備を受けて、我が国は2002年6月に京都議定書を締結しました。

2005年2月に京都議定書が発効したことを受けて、地球温暖化対策推進法に基づき、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、また、2004年に行った地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として、2005年4月、京都議定書目標達成計画

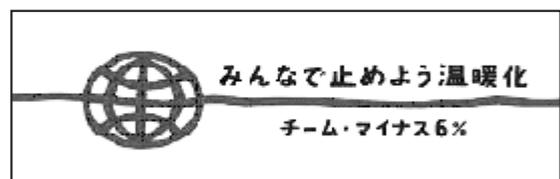


図2-1 チーム・マイナス6% ロゴマーク

を策定しました。

京都議定書目標達成計画では、国、地方公共団体、事業者、そして国民一人ひとりが協力して地球温暖化対策に取り組まなければならないとされており、地球温暖化対策推進本部は、京都議定書の6%削減約束を達成するため、幅広い主体が参加し、地球温暖化防止に国民すべてが一丸となって取り組む国民運動「チーム・マイナス6%」を推進することとしました。(図2-1)

4 横浜市のこれまでの取組と温室効果ガスの排出状況

(1) 横浜市のこれまでの取組

ア 横浜市地球温暖化対策地域推進計画の策定

2001年12月、市民、事業者、行政が一体となった地球温暖化対策を総合的に推進していくためのマスタープランとして「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、「平成22年度(2010年度)における一人当たりの温室効果ガスの排出量を平成2年度(1990年度)比で6%以上削減する。」ことを目標に掲げました。

イ 横浜市役所地球温暖化防止実行計画の策定

これを受け、横浜市自らの事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出の抑制に率先して取り組むことにより、市域からの温室効果ガスの排出抑制を図るため、2003年3月、「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」を策定し、「平成18年度(2006年度)の本市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出量を平成12年度(2000年度)より12%以上削減する。」という目標掲げ、市のすべての組織の一人ひとりの職員が温室効果ガスの排出抑制に取り組んできました。

ウ 横浜市地球温暖化対策地域協議会の設置及びエコハマ温暖化防止アクションプランの策定

また、2002年10月に、市民、事業者、学識経験者、行政等からなる地球温暖化対策推進法第26条の規定に基づく「横浜市地球温暖化対策地域協議会」を設置しました。そこで、本市の温室効果ガス削減目標の達成に向けた取組について検討し、2003年5月、市民や事業者が地球温暖化問題をよく理解し、行動に移してもらうための効果的な取組をまとめた「エコハマ温暖化防止アクションプラン」を策定し、市民、事業者、行政等が力を合わせて地球温暖化防止に取り組んできました。

エ 地球温暖化対策計画書の制度の実施

さらに、2003年4月から施行された「横浜市生活環境の保全等に関する条例」では、温室効果ガス排出量が相当程度多い事業所を設置又は管理する事業者に対して、温室効果ガスの排出の抑制に関する計画を作成し、市長に提出すること、及び当該計画に基づき実施した地球温暖化を防止する対策の実施状況を市長に報告することなどを義務付けしました。この規定は、地球温暖化対策推進法第9条に事業者の努力義務として規定されている事項を、横浜市内の大規模な事業所に義務付けることにより、事業者が実施する地球温暖化を防止する対策の一層の促進を図るものです。

(2) 横浜市内の温室効果ガスの排出状況

ア 温室効果ガス総排出量の推移

横浜市内の平成14年度(2002年度)の温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算で約2,021万トン、一人あたりの排出量は5.78トンで

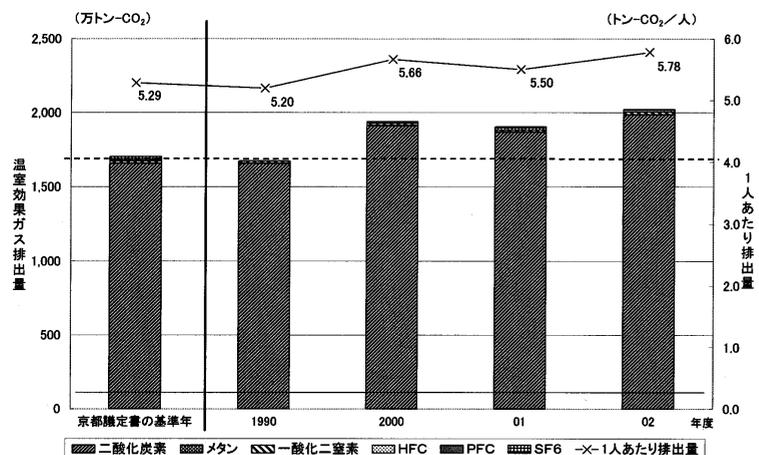


図2-2 横浜市内の温室効果ガス総排出量の推移

す。京都議定書の基準年であり、横浜市地球温暖化対策地域推進計画の基準年度でもある1990年度と比べると総排出量で18.7%増加し、一人あたりの排出量は9.3%増加しています。(図2-2)

イ 横浜市と全国の二酸化炭素排出構成

温室効果ガスの排出量の大部分を占める二酸化炭素の総排出量は1,985万トンで、その排出構成を全国の排出構成と比べると、産業部門の占める割合が低く、エネルギー転換部門、家庭部門、業務部門、運輸部門の割合が高くなっています。(図2-3)

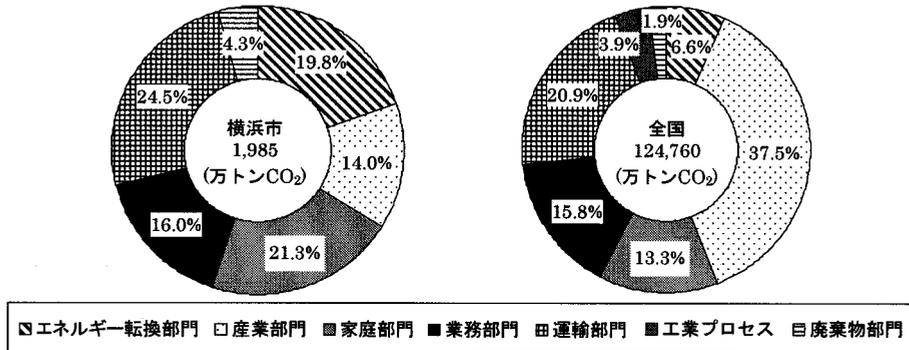


図2-3 横浜市及び全国の二酸化炭素排出構成 (平成14年度)

ウ 部門別二酸化炭素排出量の経年変化

業務部門は平成2年度(1990年度)以降、増加傾向にあり、約1.7倍の伸びとなっています。この他、家庭部門、運輸部門は、平成2年度比で、それぞれ36.3%、16.1%の増加、廃棄物部門は41.1%増加しています。一方、産業部門は減少傾向にありますが、今年度は電気使用に伴うCO₂排出原単位の上昇により昨年度から増加しています。(図2-4)

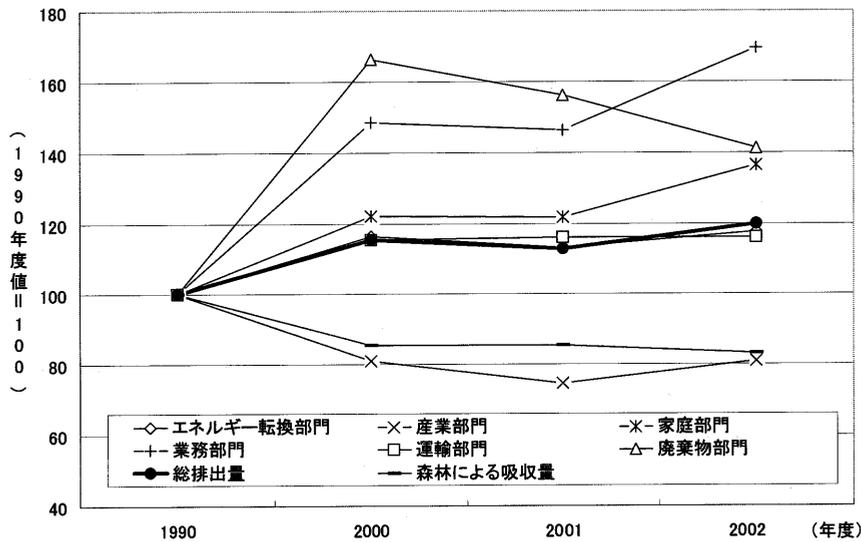


図2-4 二酸化炭素排出量の部門別経年変化 (平成2年度比)

特集3 環境関連（水・緑）の事業の紹介

特集

特集3 環境関連（水・緑）の事業の紹介

1 身近な水緑の保全と創造に向けて～今後の事業展開について～

（1）はじめに

横浜市は、政令都市として最大の人口を有しつつ、丘、川、海など変化に富んだ地形や景観、郊外などにまとまって残された樹林地、農地などさまざまな水と緑の環境があります。

これらの横浜らしい自然環境を、将来にわたって伝えていくことは、市民が快適で豊かな生活を送るうえで欠かせないことといえます。

これまで本市では、快適な水環境の保全・創造として、治水上の安全性を確保することを前提に、親水性のある河川整備や、水を感じながら川沿いを歩けるプロムナードの整備などを進めてきました。また、昭和30年代からの積極的な下水道整備の推進により、現在では概ね100%の普及率に達し、水洗化による快適な住環境を実現してきました。

一方、急激な都市化により貴重な緑が失われる中で、さまざまな法制度により樹林地や農地の保全・活用を図るとともに、都市公園の計画的な整備や緑化を推進してきました。

（2）新たなニーズへの対応

このように、水と緑の環境の保全・創造については、これまで一定の成果をあげてきましたが、川や海などの公共水域の水質改善や親水性の向上、あるいは緑の一層の保全、公園の整備・維持管理など、快適な都市生活に資する質の高い環境への市民の期待はますます高まっています。（図3-1、図3-2）

そこで、これらのニーズに対応し高質な環境整備を推進していくため、従来より個別に整備を行ってきた河川・水路、下水道といった水環境と、樹林地、農地、公園といった緑環境を、総合的に水緑環境として捉え、次のとおり新たな事業を展開していきます。

（3）水緑環境の新たな事業展開

ア 水と緑の総合的な計画の策定

望ましい水環境目標の設定・方策を提示した「水環境計画(H6.3策定)」と、横浜にふさわしい水環境を生み出すための整備方針である「水環境マスタープラン(H11.10策定)」及び本市の緑に関する総合計画である「緑の基本計画(H9.11策定)」を見直し、市民に分かりやすい水・緑の環境目標や、様々な施策を実施するうえでの基本方針など、環境全体の将来像を示した「水と緑の基本計画」を策定します。

イ 快適な水緑環境創造のための方針策定

（ア）水と緑の回廊事業

良好な都市環境の形成のため、河川・水路、下水道、公園、緑地、農地等の水緑環境を一体的・総合的に捉え、既存資源を活用した水と緑の有機的な環境ネットワークの構築を図る整備方針を策定し、効率的に水緑環境の整備を進めます。

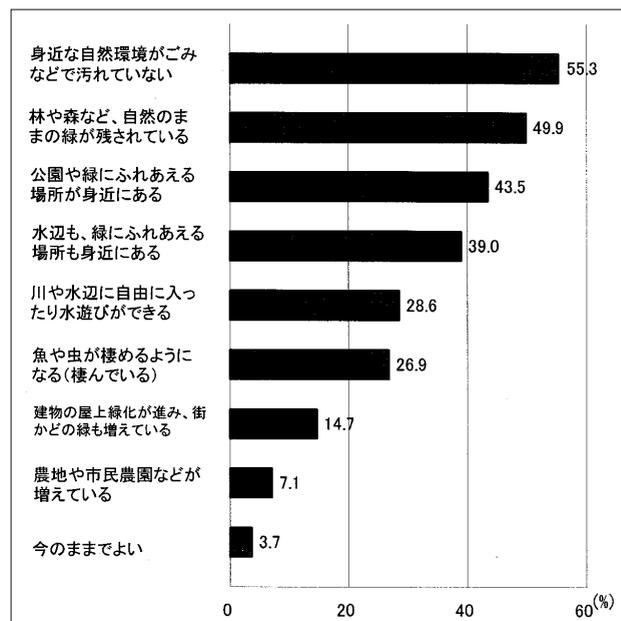


図3-1 今後望む身近な自然環境
(H16年度横浜市民意識調査・3つまでの複数回答)

（イ）都心部の水緑づくり事業

都心部を総合的な水・緑施策を展開する地域として位置づけ、水と緑の拠点整備・ネットワーク化、市民・事業者の協働による街並みの緑化などを推進し、環境の向上と魅力アップを図ります。

（ウ）環境再生事業

水・緑施策の総合的な展開、市民協働の推進によって、横浜市唯一の海水浴場を有し、市民にもっとも身近な水辺である金沢湾周辺の水質改善、魅力アップを図ります。

（エ）公共施設等の緑化計画の策定

市民に身近な緑を増やし快適な都市環境の向上のために、既存公共施設等の緑化推進計画を作成します。

（４）おわりに

今後、ここで示した基本計画及び各事業方針の策定を進めるとともに、地域と密接した区役所との連携や市民等との協働のもと、地域の環境資源を活用した施策を積極的に推進し、安らぎと憩いと潤いのある都市横浜の実現を進めていきます。

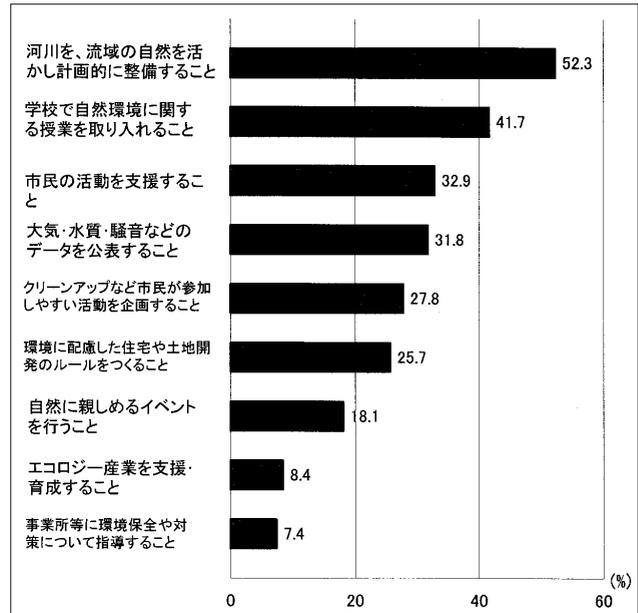


図3-2 身近な自然環境を守り育てるために今後行政が力を入れるべきもの
(H16年度横浜市民意識調査・3つまでの複数回答)

2 横浜市一般廃棄物処理基本計画（G30プラン）

横浜市のごみ排出量は人口の伸びを上回って増え続けてきました。このままでは焼却灰を埋め立てる処分場が不足し、新たな整備が必要になります。整備費用を節減し、環境の保全をめざし、次代に住み良い都市環境・豊かな地球環境を残していかなばなりません。

そこで、横浜市では、平成15年1月に策定した横浜市一般廃棄物処理基本計画（通称、横浜G30プラン）の中で平成22年度のごみ排出量を平成13年度に対し30%減らすという目標をたてました。市民・事業者の皆さんと協働しながら、ごみの減量・リサイクルをすすめ、循環型社会の実現をめざしています。

基本理念

ごみ問題を環境問題、資源・エネルギー問題の一環としてとらえ、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生を抑制するとともに、徹底した分別をはかり、再生利用を推進することで、限りある資源・エネルギーの消費の節減と循環的な利用を促進し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって「循環型社会」の実現をめざします。

計画目標

平成22年度におけるごみ排出量を平成13年度に対し30%削減します。

基本方針と主な施策

- 1 市民・事業者・行政が情報を共有
ごみ・環境情報の提供 など
- 2 市民・事業者・行政が協働して、ごみ減
量化を推進
G30行動の推進 など
- 3 徹底的なごみの分別と資源化
分別の徹底・分別収集の拡充
資源集団回収の推進
許可業者等による適正排出と資源化の
推進 など
- 4 環境に配慮したごみ処理の推進
リサイクル関連施設等の整備・運営
焼却工場の運営・管理 など
- 5 環境にやさしい、きれいなまちづくりの
推進
地域からの美化活動の推進 など

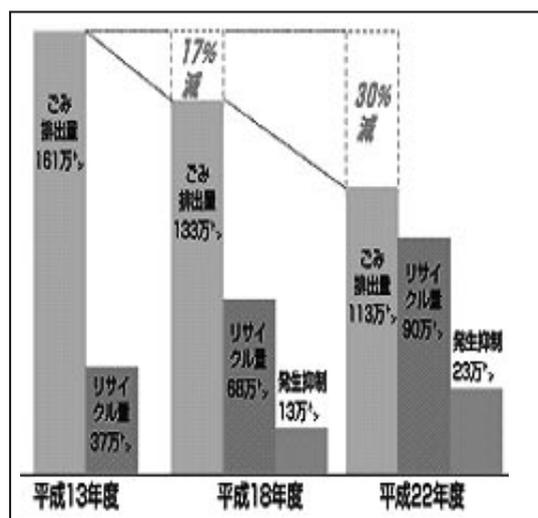


図3-3 ごみ量の将来見通し

平成16年度ごみ排出量及び目標に対する達成状況

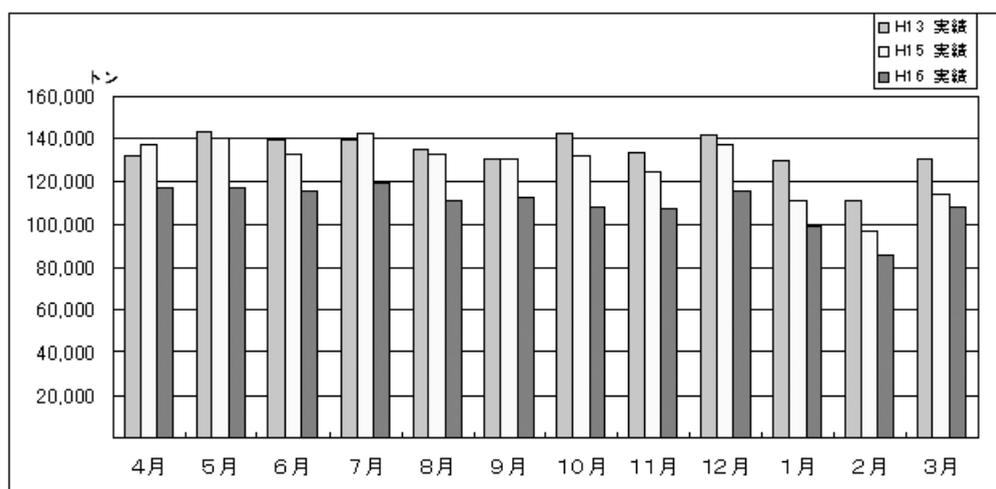
平成16年度の全市のごみ排出量は、約131万6千トンで、平成13年度に対して約29万トン（18.2%）の減少となり、目標の144万トン（10.5%）を上回る結果となりました。

内訳では、家庭ごみを含む家庭系ごみは、平成13年度に対して約8万トン（8.6%）、事業系ごみは約21万3千トン（31.6%）減少し、共に目標を達成しました。

図3-4 平成16年度のごみ排出量の目標と実績

| | 平成13年度 実績 | 平成16年度 実績 | (対H13比) | 平成16年度 目標 | (対H13比) |
|-------|--------------|--------------|---------|--------------|---------|
| 市全体 | 1,609,155 | 1,315,627 | 18.2% | 1,439,550 | 10.5% |
| 家庭系ごみ | 934,761 | 854,487 | 8.6% | 898,686 | 3.9% |
| 家庭ごみ | 900,826 | 819,903 | 9.0% | 865,058 | 4.0% |
| 事業系ごみ | 674,394 | 461,140 | 31.6% | 540,864 | 19.8% |

図3-5 全市の月別ごみ排出量の推移



参考：分別収集品目の拡大事業（5分別7品目から10分別15品目へ）

